

令和２年度 第３回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日 時 令和２年６月10日 午後１時30分

３．場 所 ろくじ館会議室

４．議 題 議案第10号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第11号 農地法第５条許可申請書審議について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について
(諮問)

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一	２番 長野 和代	３番 中村 幸信
４番 松本 茂	５番 平井 豪	６番 奥名 政成
７番 清住 昇	８番 佐藤 礼治	９番 福永 浩紀
10番 岡本 篤幸	11番 五嶋 靖	12番 中村 峯子
13番 島津 和徳	14番 本田 廣正	

７．欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	井上 良治	田上 安幸	河嶋 隆雄	本田 忠文
志垣 保博	伊佐 浩二	坂本 秀孝	坂本 導成	緒方 寛二
上村 敦之				

８．議事録署名人

３番 中村 幸信

４番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局 皆さん、こんにちは。

今回の定例会も、前回同様、3密を避けるために農業委員さんだけ出席しての会議ということをお伝えしておきます。

それでは、定刻より若干早いですが、総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

ただいまから令和2年度第3回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局 会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。まだ6月ですが連日夏日が続いて、農作業の際には水分を十分取っていただきまして、熱中症にはならないよう、また、コロナの感染につきましては完全には収束しておりませんので、お互い体調の管理だけには十分注意をしていきたいと思います。

本日は、3条案件、それから5条案件、基盤法の案件とあります。皆さんの忌憚のない意見をお願いしながら、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、指名をいたします。本日は、3番委員の中村幸信委員と4番委員の松本茂委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議案審議に入ります。

議案第10号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページ目をお願いいたします。

議案第10号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和2年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、審議に入りたいと思いますが番号1番から番号5番までは、相手方が同一でございますので、一緒に審議したいと思います。

14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 それでは、番号1番から番号5番までについて説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請位置の説明。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から、耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○14番 それでは、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、主たる事業は農業、または法人の議決権要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件等を全て満たしており、問題ありません。

③については、トラクター、汎用コンバイン、管理機、乾燥機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われます。

④については、信託による権利移動でないために該当しません。

⑤については、耕作農地の転貸、質入れなどでないため該当しません。

⑥については、問題ないと思います。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の5月27日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は9筆で、今回の申請地にはソバ、野菜（菊芋）の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告、14番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

佐藤委員どうぞ。

○ 8 番 貸借期間が 1 年と短いのですけれど、何か理由があるのですか。

会 長 事務局お願いします。

事務局 先々月にも質問がありましたが、申請で 1 年となっていますが、農地法上では 1 年契約でも問題はないということです。貸す方も借りる方も貸借期間が長いと耕作はしやすいだろうと思いますけれども、今回の申請では 1 年ごとに契約を更新していくような形を取られております。契約の終了 1 ヶ月前までにお互いから解除の申し出がない場合、自動更新するような契約をされています。ちなみに、この五木さんはこの形で熊本市内とかでも借りられているということでした。

以上です。

会 長 はい、佐藤委員。

○ 8 番 一般的に考えると、貸す方、借りる方は、貸借の期間は長いほうがいいだろうとは思いますが、それが 1 年ということでは、期限がきたからもう返してくださいということになる。そういう懸念があるからですね。貸される方は、自分ではなかなか手が回らないからとか、色々な事情があって貸したいという希望があるのだと思います。また、借りる方にとっても、圃場によっては作りやすい、作りにくい、などいろいろなことがあるとは思いますが、1 年ということで、いきなり返してくださいというような感じもするので質問しました。

会 長 事務局。

事務局 今、佐藤委員がご心配されますように、作られるほうも作ってみて初めて分かる部分もあると思います。また、貸される方は自分で作られないので長いほうがいいということでしょうが、借りられる方からすると、小作料等も発生するので収益性というのもあると思います。

先ほどから申し上げますように、問題がなければ自動更新していくという別の契約をされています。期間が短いということでご心配な点もあるかと思いますが、貸し借りですので、借りられる方、借りる方、お互いがいい条件でないとなかなか契約が進まないのも、今回の申請では 1 年ということです。

会 長 佐藤委員よろしいですか。

○ 8 番 はい。

会 長 ほかに、何かご意見はありませんか。

○ 3 番 今、佐藤さんが言われた件ですけれど、基本的には 3 年、6 年、10 年がいいのではないかと思います。1 年じゃなくて、どれかに決めていたがよいではないですか。そうじゃないと、また 1 年契約という話が出てくるわけでしょう。

○ 1 4 番 契約書を見たのですが、契約書では貸した方は 1 年ですけど、借りた方が返さない限り継続しますという内容のことを書かれているのですよ。

○ 3 番 1 年で更新契約をしないなら返すわけでしょう。

- 14番 事務局 そう。本人から申出がない限り継続する内容が書いてあるのです。
- 確かに3年よりも6年、6年よりも10年がいいと思いますが、農業委員さんが言われるように、3年、6年、10年と決めてしまうと、貸し借りがなかなかスムーズに進まないことも出てくると思います。
- 今回の申請では、1年ということでお互いに了解しておられるならば、期間についてはそんなに問題はないのかなと思います。
- ただ、借りられる方が、借りた農地の耕作条件が適さないというのであれば別ですけど、期間については選べますので。今、何回も説明しておりますように、まずは1年貸し借りをして、その後は本田委員がおっしゃいますように、契約書の中でお互い異論がない場合については契約を継続するということになっています。
- 私がここで決められませんので、皆さんが1年じゃなくて3年とか、6年、10年に決めるようにというお話であれば、それで決められてもいいのではないかと思います。ただ、事務局としては、今の申請の内容についてはこういうことですよという説明をさせていただいているところです。
- 以上です。
- 会 長 中村委員、よろしいですか。
- 3番 私としては、1年間で1作物だとすれば、それを1回作ったからといってそれで分かるのかなと思います。だから、やっぱり最低が3年だろうと思います。
- 会 長 山内委員、どうぞ。
- 1番 私も五木食品に1枚作ってもらっていますが、同じ契約で毎年暮れにお金を持ってこられます。それをずっと継続でそのまましていますが、問題ないと思います。
- 会 長 先ほど事務局も言いましたように、特段なければ自動更新みたいになっていますのでいかがでしょうか。
- 1番 個人契約がそのようにしてあるからですね。
- 14番 自動更新されていますし、乙女大地は耕作されない農地が増えてきているので。それを耕作するといわれるのだから良いのではないかと思います。
- 3番 貸す側にしたら、1年たったから、急に返してもらっても困るという思いもあるので、何年間は作ってほしいですね。借りる側と貸す側の話し合いではあるとは思いますが。
- 8番 私たちとしては地権者の立場になって考えているのですよ。その中で、先ほど本田さんが契約書の内容を言われたのですけれども、地権者のほうが返してほしいということでなければ自動継続でいくという契約内容だとおっしゃられましたので、私としてはそれで納得できます。
- 会 長 ほかに何かないでしょうか。
- いろいろ議論はありましたけれど、事務局から説明しましたとおりで、農地法に

基づき進めたいと思いますので。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1から番号5番までについては、原案どおり許可することを決定いたします。

続きまして、番号6、番号7については、申請人(譲渡人)が同一なので、一緒に審議したいと思います。

8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

○8番 それでは、番号6、番号7について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、申請土地の位置の説明を事務局から説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

場所の説明は以上です。

会 長 ありがとうございました。

続きまして、8番委員の佐藤委員から農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○8番 それでは、所有権移転(無償)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

まず、番号6の申請について。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植機、管理機等を所有しており、申請地には米の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,027平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

次に、番号7の申請について。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており、申請地には野菜の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万6,225平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、14番委員の本田委員から説明をお願いいたします。

○14番 先月の5月27日に、会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は2筆で、申請地には米、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことをご報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、8番委員の佐藤委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご意見はありませんか。

それでは、ないようですから採決を行います。まず、番号6番について許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

次に、番号7番について許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、今回申請されました番号6番、番号7番につきましては、原案どおり許可することを決定いたします。

続きまして、番号8について審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 番号8番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

位置の説明は、以上です。

会 長 続きまして、2番委員の長野委員から、使用貸借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 それでは、使用貸借権設定(10年)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバインなどを所有しており、申請地には米、樹木などの栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が2万5,459平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の5月27日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は207筆で、今回の申請地には、水稻、樹木の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ありがとうございます。ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告、2番委員の長野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

中村委員。

○3番 私はよく分かりませんが、相手方（譲受人）は●●君の息子さんですかね。

○2番 そうです。

○3番 息子さんですか、それでも使用貸借件設定がいるのですか。所有権移転ならわかるのですが、賃貸契約をしなければいけないのですか。分からないのでお尋ねします。

事務局 「農業者年金受給」には、経営移譲年金、と老齢年金がありますが、経営移譲年金を受給するには、65歳までに到達する2日前までに、農地を全部後継者の方に譲る必要があります。今回の農業者年金受給は、経営移譲年金受給ですので、農業をしないことが要件となります。このため、農地の所有権は持っていてもかまいませんが、利用権は移譲する、つまり耕作はすることはできないきまりとなっています。

○3番 それは所有権移転じゃないの。

事務局 今回申請では、名義は変わらずそのままなので使用貸借権設定となります。

○3番 所有者移転になるのではないのですね。

事務局 耕作する権利は移動しますが、農地の所有権は移動しませんので所有権移転にはなりません。

仮に、農地を移動するとなると、贈与税も発生しますし、使用貸借だったら無償

での貸し借りということになりますので、このため大抵は使用貸借でされます。

○3番 分かりました。

会 長 よろしいですか、中村委員。

○3番 はい。

会 長 ほかに何か質問、ご意見はありませんか。

それでは、意見ないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、番号1について審議したいと思います。

1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をご覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当とします。第1種農地の転用は原則できませ

んが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、例外的に許可することが可能でございます。

このため、農地法第4条第6号の第1項の2イ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明の申請書の写しも添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、既に整地され、周囲を空洞ブロックで土砂の流失防止を講じてあり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の新設は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 先月5月27日に会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字船津字尾迫にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するために、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するために例外的に許可することが可能と思われます。

今回の申請地は、周囲をブロックで土地の流失防止を計画されており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれはないことを報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、1番委員の山内委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

佐藤委員どうぞ、お願いします。

○8番 これは住宅ということもあって、使用貸借権設定が30年ということになっていますが、住宅の場合には何十年とか規定があるのですか。それとも、家ですから、60年ぐらいもつから60年とか、一生そこに住んで建て替えたりするから100年とか、いろいろ考え方はあると思いますが、明確な規定があるのかというのが一つ。

もう一つは、個人住宅の場合には面積等の絡みがあったと思います。今回は、資材置場を含めてこの面積になっていますが、そのところの説明をしてもらえると助かります。

会 長 事務局。

事務局 まず1点目の貸借期間が何年か、明確な規定があるかということですけど、これ

はございません。先ほど農業者年金をもらうために名義を変えないというのがありました。それと一緒に、贈与になるとどうしても税金等がかかってきますので、おそらくいつの時点かで名義変更はされると思います。

ただ、今のところは30年借りるということでされているところです。これを40年にしても問題はなのですけども、お父さんから借りて建てます。お父さんは、現在68歳です。失礼な話ですけど、30年ぐらいすると、その間には変える必要があるだろうと思います。親子でも他人の土地に黙って家を建てることはできませんので、30年間の使用貸借契約をされて家を建てられるというところです。

それと、二つ目の個人住宅の場合の面積というのは、原則は500平米までです。プラスアルファということで、1割増しで550平米ぐらいまでは可能かと思います。

土地の形状によりますけれども、それぐらいが、熊本県が認めている個人住宅の上限の面積です。今回の申請では、856平米ですが、これについては残りの約400弱ぐらいを資材置場として利用されます。申請人は、大工をされておられますので、その資材を置くということで転用申請856平米の申請がなされているところです。

以上です。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

ほかに何かご意見はありませんか。

それでは、意見がないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付をします。

続きまして、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和2年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の12ページをお願いいたします。

甲農第372号、令和2年5月26日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計

画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の13ページをお願いします。

農用地利用集積計画総括表、令和2年度第3回でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、3年の田が3筆の5,080平米、6年の田が12筆の1万2,543平米、10年の田が3筆の1,246平米、同じく10年の畑が1筆の1,360平米で、賃借権の再設定の計としましては、田が18筆の1万8,869平米、畑が1筆の1,360平米となります。

賃借権の新規といたしましては、3年の田が2筆の1,829平米、10年の田が2筆の2,383平米、同じく10年の畑が4筆の4,453平米になりますので、賃借権の新規の計といたしましては、田が4筆の4,212平米、畑が1筆の3,399平米となります。

このため賃借権の小計としましては、田が22筆の2万3,081平米、畑が2筆の4,759平米となります。

使用賃借権ですけれども、再設定はございません。

新規につきましては、3年の畑が2筆の2,588平米、10年の田が2筆の685平米です。新規の計といたしましては、田が2筆の685平米、畑も2筆の2,588平米で、小計といたしましても同じで、田が2筆の685平米、畑が2筆の2,588平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が24筆の2万3,766平米、畑が4筆の7,347平米となります。

その他、所有権移転としまして、田が6筆の5,730平米、畑が1筆の1,525平米となります。委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細については、事務局から説明します。

以上です。

会 長 それでは、議案第12号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は農事組合法人アグリたぐちです。農業委員の本田委員はその法人の役員をされています。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（本田委員退出）

それでは、事務局から番号1について説明をお願いします。

事務局 それでは、番号1について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請土地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号1の相手方（譲受人）である農事組合法人アグリたぐちは、認定農業者で、田口集落の人・農地プランにも位置づけられるなど地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま事務局から、番号1についてご説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見ありませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、番号1については、原案のとおり承認いたします。

本田委員の入室を認めます。

（本田委員入室）

続きまして、番号2について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は農業委員の福永委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

（福永委員退出）

それでは、事務局から番号2について説明をお願いします。

事務局 それでは、番号2について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方の状況について説明。

番号2の相手方（譲受人）は、認定農業者で、浅井集落の人・農地プランにも位置づけられるなど集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農は繁殖牛経営、米、飼料作物を栽培されています。今回の申請地には、飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から、番号2について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 10 a 当たりの単価、対価がありませんが、何か理由があるのですか。

会 長 事務局、分かりますか。

事務局 この申請は、申請人（譲渡人）の方が耕作できないので、相手方に頼まれて耕作されることになったので、この契約となっております。

事務局 以上です。

事務局 今回は譲受人の方が借りられますけれども、依然はずっと譲り請け人のお母さんが借りておられたそうです。今回、お母さんに代わって譲受人の方がそのまま使用貸借で契約ということで引き継がれるということです。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

○8番 はい。

会 長 ほかに何かご意見ございませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、番号2については、原案のとおり承認をいたします。

（福永委員入室）

会 長 続きまして、番号3について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は農業委員の五嶋委員の息子さんです。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、その規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

（五嶋委員退出）

事務局 それでは、事務局から番号3について説明をお願いします。

事務局 それでは、番号3について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、譲受人の状況について説明。

番号3の相手方（譲受人）は、認定新規就農者で、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容はニラを栽培されています。今回の申請地には、ニラの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から、番号3について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3については、原案のとおり承認いたします。

五嶋委員の入室を認めます。

(五嶋委員入室)

続きまして、番号4番から番号8番までについては、相手方(譲受人)が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号4号から番号8号について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、譲受人の状況について説明。

番号4号から番号8号までの相手方(譲受人)は、認定農業者で、横田集落の人・農地プランにも位置づけられるなど地域の中心経営体として農業を頑張っております。主たる営農内容は酪農で、米、飼料用の作物を栽培されています。今回の申請地には米、飼料用作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長

ただいま事務局から、番号4号から番号8号までについて説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番

番号7番と8番についてですけれども、内容は分かるのですが、中間管理機構という公の組織を使って使用貸借でいいわけですか。この内容は前も説明があったので、お互い納得されているということですので理解できるのですけれども。

事務局

賃貸借でなく使用貸借でいいかということでしょうか。

○8番

公の組織をとおした貸借は、無償という、ゼロで出しているのだろうかと思つて。

事務局長

中間管理機構を通して使用貸借でいいのかどうかというお尋ねです。

事務局

中間管理機構を通して、使用貸借もされておりますので大丈夫です。

○8番

分かります。分かりますけど、普通ですと、何がしかの料金が発生するじゃないですか。例えばさっきのも、お互いの契約だから納得すればもうそれで構わんというのは分かるのですよ。中間管理機構を通した場合、お互いが納得した中で、売買についても何でも、ある程度、見込みがあるから請け合うというのは分かるのです

が、金額が発生しないというのは公上構わないわけですかということですかね。

会 長
事務局

そのことについて事務局、何か。

今、佐藤委員が不審に思われるのも当然だと思います。中間管理機構が平成24年から始まりました。そのときは、契約は10年、必ずお金で貸し借りをする。そのときの説明では、小作料については全部中間管理機構——熊本県農業公社が徴収してあげますよという制度でした。それから少し時間がたってからですけど、今度は物納でも結構ということになってきています。

ざっくり申し上げますと、中間管理機構をなるべく使うような制度に変わってきておりますので、この案件は使用貸借ですが、何ら問題はありません。

以上です。

○ 8 番

使用貸借権設定を聞いているのではなくて、要するに、物納の場合は米なら米でしても構わないけど。局長が今言われたのは、物納ということですよ。

事務局

いや、これは物納ではありません。ゼロです。物納の場合はお米でします。

○ 8 番

いや、その前はお米でしますと、じゃあ、実際はお米では支払いはないのですか。

事務局

はい、ありません。

○ 8 番

されないのですか。それは記載上、問題はないだろうかと聞いているのです。

事務局

それは問題がありません。ここは使用貸借なのでお金は発生しないため、書きようがありません。物納であれば米何キロ、例えば10アール当たり60キロ1俵とかいう書き方になりますが。

○ 1 番

耕作貸貸借ゼロ円としとけばいいということですね。分かりやすいということでしょう。

○ 8 番

ゼロ円というのが可能かということを行っているのですよ。

そうそう。最初に説明があったように、小作料の徴収を代行するというシステムで始まって、そのときは必ず発生していたわけですよ。それが途中からなくなったということで、ゼロでも構わないと。形も変わったということですね。

事務局

そうです。

○ 8 番

それでは分かりました。

会 長

よろしいですか。

ほかに何かご意見はありませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号4号から8号までについては、原案のとおり承認いたします。

それでは、16ページをお願いします。

続きまして、番号9号について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号9について説明します。

この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の売買になります。事業の仕組みとしては、所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が農地を一旦買い上げ、農地を購入したい担い手農家を募集し、要件に見合う担い手農家へ売り渡す仕組みです。

この番号9号の案件は、農地の所有者から事前に熊本県農業公社が買い上げていましたので、その農地を担い手に引き渡す案件です。

(所有権を移転する者の状況・所有権を受ける者の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、所有権を受ける者の状況について説明。

番号9号の所有権を受ける者は、認定農業者で、田口集落の人・農地プランにも位置づけられるなど地域の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は繁殖牛経営で、米、WC S用稲、飼料用作物を栽培されています。今回の申請地には、米、WC S用稲、飼料用作物などの栽培を計画されており、土地購入後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長

ただいま事務局から番号9号について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号9号については、原案のとおり承認をいたします。

それでは、続きまして、番号10号について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号10号について説明します。

この案件につきましても、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の売買になります。事業の仕組みとしては、所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が農地を買い上げ、農地を購入したい担い手農家を募集し、要件に見合う担い手農家へ売り渡す仕組みです。

先ほどの9号の案件は熊本県農業公社が農地を売り渡す案件でしたが、この番号10号の案件は農地の所有者から熊本県農業公社が買い上げる案件です。

それでは、番号10号について説明します。

(所有権を移転する者の状況・所有権を受ける者の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。 以上です。

会 長 ただいま事務局から番号10号について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号10号については、原案のとおり承認をいたします。

事務局 それでは、長時間お疲れ様でした。これで第3回定例農業委員会総会を閉会いたします。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番